



大津市 一般不妊治療費助成制度 申請のご案内 (平成23年度版)

一般不妊治療（健康保険適用の不妊検査、不妊治療及び人工授精）に要した費用の一部を助成します。

大津市総合保健センター

所在地：大津市浜大津4丁目1番1号 明日都浜大津2階

電話：077-528-2748



助成内容

助成の対象となるのは、平成23年1月1日から平成23年12月31日までに不妊検査・不妊治療（健康保険適用）と人工授精に要した費用の一部を助成します。

助成額は、年間自己負担額の2分の1で上限5万円（千円未満は切り捨て）、1年度（1月1日から12月31日）に1回助成します。

助成対象期間は、助成を開始した月から連続した24ヶ月間（2年間）です。医師の診断によりやむを得ず治療を中断した場合には延長可です（要診断書）。



助成対象者 ～次の要件のすべてを満たす夫婦が助成の対象です～

1	医療機関によって不妊治療が必要であると診断された
2	法律上の婚姻をしている夫婦
3	申請日現在、夫婦のいずれか一方が大津市内に1年以上住所を有している
4	医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者である
5	夫婦のいずれも市税等を滞納していない 市税等とは、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料などです。

・本助成を受けて妊娠・出産した方が、さらに次の児を得るために不妊治療を開始した場合も対象になります。

・少子化対策として実施しますので、第1子であることを要しません。



申請期限

助成の申請は、

平成23年4月1日（金）から平成24年1月31日（火）

までとします。不妊検査・治療が終了し、以後、治療の予定のない時は、その時点で申請してください。

申請方法

下記の必要書類をすべて揃えて、大津市総合保健センター、各すこやか相談所まで申請してください。

申請は郵送でも受付可能としますが、下記の書類と夫婦それぞれの保険証のコピー、通帳の支店名・口座番号名が明記されているページのコピーを同封の上、簡易書留で郵送してください。

必要書類

1	大津市不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号） ご夫婦でよくお読みのうえご記入・署名・押印してください。
2	不妊治療医療機関等受診証明書（様式第2号） ★医療機関が発行した受診等証明書の「院外処方の有無」が「有り」の場合は、院外処方に要した費用も対象となります。但し、薬局が発行する同証明書が必要です。
3	健康保険証（夫婦ともに提示の必要）
4	振込先の口座番号が確認できるもの（ゆうちょ銀行を除く）
5	夫及び妻が同一世帯でない場合、法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類 （戸籍抄本又は外国人登録原票記載事項証明書）
6	認印（申請者欄に押印した印鑑）

助成金の交付方法

助成が承認された場合、申請者本人に通知し、申請書記載の口座に助成金を振り込みます（申請から約2～3か月後）。

交付申請の不承認、助成の取り消し

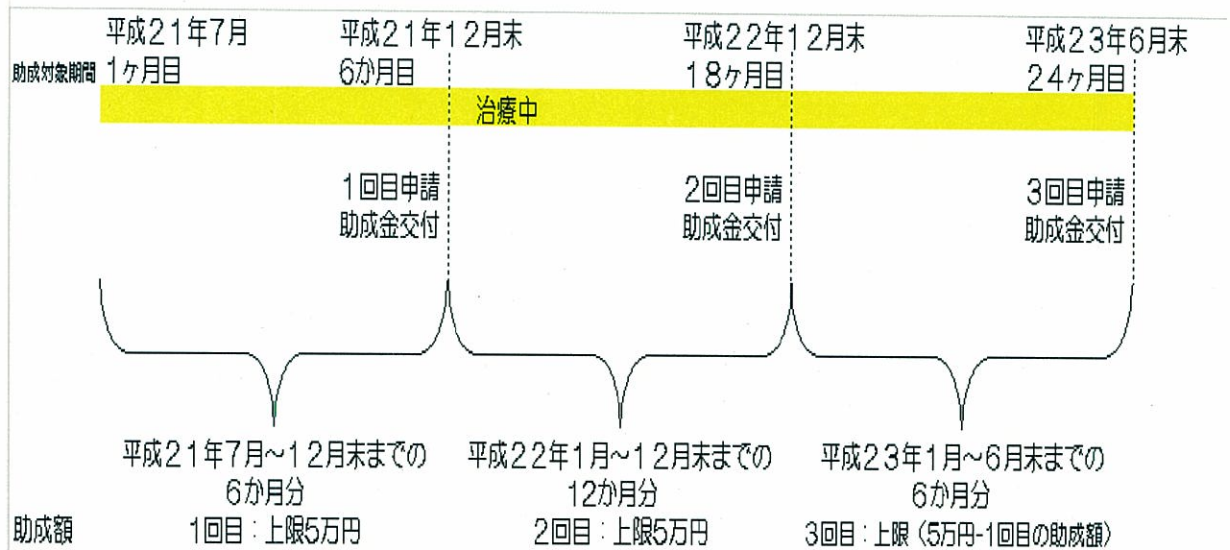
要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、不承認決定通知書を送付します。また、不正な手段をもって助成を受けた場合には、助成金を返還していただきます。

その他

医療費の自己負担額が高額となった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。このため、自己負担限度額を本人負担額とみなします。高額療養費については加入されている保険者にお問い合わせください。

助成金の申請から支払までの流れについて

(例1) 平成21年7月から治療開始



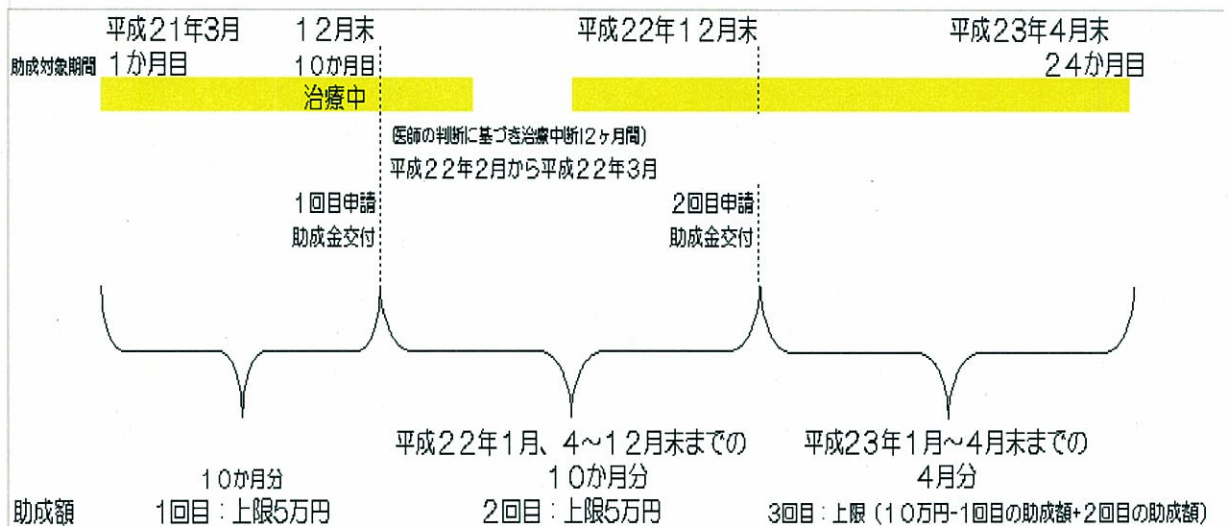
注意1) 1回目の申請で上限の5万円を受給された方は、3回目の申請はできません。

注意2) 1回目の申請締切日：平成22年1月29日 (申請受付終了しています)

2回目の申請期間：平成22年4月1日から平成23年1月31日 (申請受付終了しています)

3回目の申請期間：平成23年4月1日から平成24年1月31日

(例2) 医師の判断に基づき一旦治療中断し、再び治療開始



注意1) 1回目、2回目の申請でそれぞれ上限額の5万円を受給された方は、3回目の申請はできません。

注意2) 1回目の申請締切日：平成22年1月29日 (申請受付終了しています)

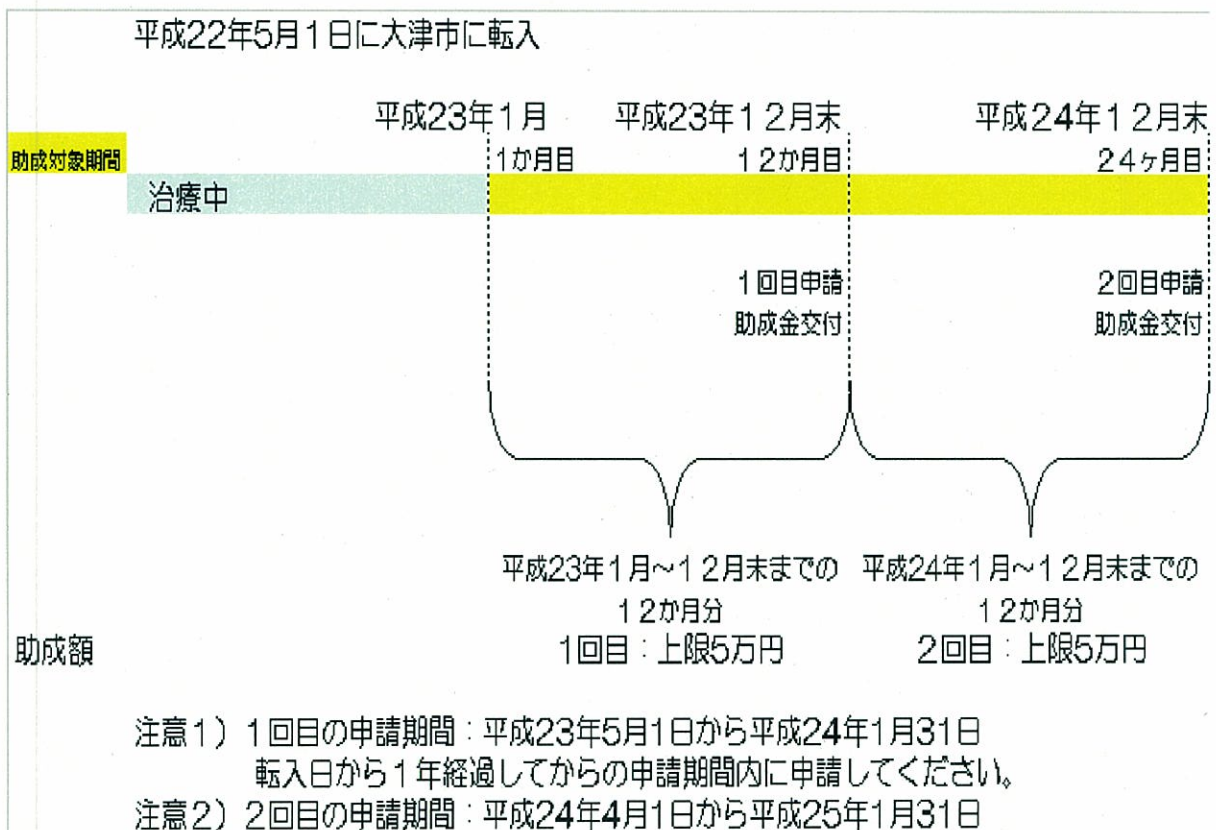
2回目の申請期間：平成22年4月1日から平成23年1月31日 (申請受付終了しています)

3回目の申請期間：平成23年4月1日から平成24年1月31日

(例3) 本助成を受けて妊娠・出産した方が、さらに次の児を得るために不妊治療を開始した場合



(例4) 他市より大津市に転入してきた場合
(例えば、転入日：平成22年5月1日)





不妊にまつわる悩みの相談

●受診・治療への迷いや悩み ●検査や薬などについて ●周囲との人間関係 など
不妊は一般的に7組の夫婦に1組あるといわれています。専門相談員（助産師）が不妊に関する様々な悩みに関する相談を受けます。

相談は無料ですので気軽にご相談ください。面接相談（要予約）・電話相談を行いません。

面接相談：偶数月第4水曜の13時15分～（1人45分まで。電話予約が必要です。）

場所：大津市総合保健センター（明日都浜大津 2階）

電話相談：偶数月第4水曜の13時～16時

予約・相談・問い合わせ先：大津市健康推進課 電話528-2748

メール相談：専用アドレス：nadeshico@mail.city.otsu.shiga.jp

回答させていただくのは、メールが届いてから、大よそ次の不妊相談の日となります。

（内容によっては、対応まで時間を要する場合があります）

メール相談の注意事項

- ご記入いただいた相談内容は、大津市総合保健センター内の「不妊相談」専用メールに送られます。
- 現在、受けられている治療内容の是非については、お答えできない場合があります。
- メールでは個別の内容に対応しきれない場合は、来所相談、電話相談にて対応させていただきたい旨をお伝えします。
- お寄せいただいたご意見を、個人を特定できる表現を使用せずに今後の相談事業に役立たせていただきます。
- 不妊治療費助成についてのご質問は、大津市総合保健センター母性保健グループに転送させていただきます。ご了承ください。



お問い合わせ先・申請先



平日（月～金曜・土日祝を除く）・午前9時～12時、午後1時～5時

大津市健康推進課 母性保健グループ 不妊治療費助成事業担当

（所在地）浜大津4-1-1 明日都浜大津2階

（電話） 077-528-2748